

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 海洋投入処分を行うことができる一般廃棄物の見直し

一般廃棄物の海洋投入処分を禁止することとする。 (第三条第四号及び第五号関係)

第二 海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物の見直し

「公共下水道等から除去した汚泥」を海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物から除外するとともに、「動植物性残さ」及び「家畜ふん尿」についても、他の産業廃棄物と同様、油分及び有害物質についての基準に適合するものに限り、海洋投入処分を認めることとする。 (第六条第一項第四号関係)

第三 附則

この政令は、平成十九年四月一日から施行すること。 (附則関係)